（削る）	2‖　食品関連事業者は、前項の委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が前条の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずるものとする。

（食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部改正）

第二条　食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○　食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）（抄）

改正後	改正前
（略）	（略）
別記様式（第1条関係）	**別記様式**（第1条関係）
表1～13　（略）	表1～13　（略）
表14　判断の基準となるべき事項の遵守状況	表14　判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
食品循環資源の再生利用等の実施の原則	
食品循環資源の再生利用等の優先順位に関すること	
食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための措置に関すること	
（略）	（略）
食品廃棄物等の収集又は運搬の基準	
（略）	（略）
食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること	
食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準	
（略）	（略）
委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること	
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準	
（略）	（略）
特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、特定肥飼料等の利用を確保すること	

判断の基準となるべき事項	遵守状況
食品循環資源の再生利用等の実施の原則（食品循環資源の再生利用等の優先順位に関すること）	
（新設）	
（略）	（略）
食品廃棄物等の収集又は運搬の基準	
（略）	（略）
（新設）	
食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準	
（略）	（略）
委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が上記の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること	
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準	
（略）	（略）
特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、特定肥飼料等の利用を確保すること	